

# 業務上疾病に関する法令等 (労災認定の基本的考え方)

## 負傷とは

「負傷」とは、外力の作用によって直接引き起こされた障害の状態



・骨折、切断、捻挫、打撲傷、創傷等

災害（業務に関連する出来事）を原因とし、出来事の発生状況が時間的・場所的に明確

## 疾病とは

「疾病」とは、生理的状态から逸脱した状態

※ 生理的状态＝集団が平均的に示す事象にある状態

「業務上の疾病」とは、  
労働基準法施行規則別表第1の2に掲げる疾病

## 災害性疾病

業務に関連する突発的又はその発生状態を時間的・場所的に明確にし得る出来事によって生じる疾病

- ・ 業務上の負傷に起因する疾病
- ・ 化学物質の漏洩等における急性中毒、酸素欠乏症、潜函病等

## 非災害性疾病(職業性疾病)

業務に内在する有害因子の長期間にわたるばく露を受けることにより生じる疾病

※ 労使双方に危険性の認識やその危険性に起因する疾病との認識がないことが多い

業務と疾病との間に、いわゆる**相当因果関係**がある場合に、はじめて業務上の疾病として取り扱われるべきもの

## 労働基準法第75条(療養補償)

第75条 労働者が**業務上**負傷し、又は**疾病**にかかった場合においては、使用者は、その費用で必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を負担しなければならない。

② 前項に規定する**業務上の疾病**及び療養の範囲は、**厚生労働省令**で定める。

## 労働基準法施行規則第35条

法第75条第2項の規定による業務上の疾病は、**別表第1の2**に掲げる疾病とする。

## 労働基準法施行規則別表第一の二

- 一号 業務上の負傷に起因する疾病
- 二号 物理的因子による疾病
- 三号 身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病
- 四号 化学物質等による疾病
- 五号 じん肺症及びじん肺の合併症
- 六号 細菌、ウイルス等の病原体による疾病
- 七号 職業がん
- 八号 脳・心臓疾患
- 九号 精神障害
- 十号 厚生労働大臣の指定する疾病
- 十一号 その他業務に起因することの明らかな疾病

#### 四 化学物質等による次に掲げる疾病

- 1 厚生労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物(合金を含む。)にさらされる業務による疾病であつて、厚生労働大臣が定めるもの
- 2 弗素樹脂、塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による眼粘膜の炎症又は気道粘膜の炎症等の呼吸器疾患
- 3 すず、鉍物油、うるし、テレピン油、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務による皮膚疾患
- 4 蛋白分解酵素にさらされる業務による皮膚炎、結膜炎又は鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患
- 5 木材の粉じん、獣毛のじんあい等を飛散する場所における業務又は抗生物質等にさらされる業務によるアレルギー性の鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患
- 6 落綿等の粉じんを飛散する場所における業務による呼吸器疾患
- 7 石綿にさらされる業務による良性石綿胸水又はびまん性胸膜肥厚
- 8 空気中の酸素濃度の低い場所における業務による酸素欠乏症
- 9 1から8までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他化学物質等にさらされる業務に起因することの明らかな疾病